

平成25年10月21日～23日 ^{し ば た}新潟県新発田市・^{かしわぎ}柏崎市



新 ^{発田市議会}は、平成21年2月に新潟県内では初となる議会基本条例を制定し、議会改革を積極的に推進しています。
議会報告会については、平成22年から実施しており、年2回、日曜日の平日に開催し、これまでは8会場において概ね140名程度で推移しているとのこと。
通年議会は行っていませんが、常任委員会が機動的に機能することにより議会が活性化するための考えで委員会運営に力を入れています。

議会運営委員会

柏 ^{崎市議会}は、平成23年9月に「議会改革に関する特別委員会」を設置し、議員全員による議会改革を進めています。

平成25年5月1日から通年議会を施行していますが、これまでの定例会の形を変えずに集中審議することで、ほとんど変化は感じられないというのですが、常任委員会がこれまでよりも活発に活動するようになったということです。

また、議会として災害時の対応マニュアルなどを作成し、議員としての行動の在り方を明文化しており、議会は所管する常任委員会の分野において、組織的に行動するということで、改革先行型の考えのもとで議会改革を進めています。

本市議会においても、開かれた議会として市民の要望を的確に捉え、本市にあった独自の議会改革、議会運営を行うことが重要であると再度、認識しました。

REPORT 視察研修

今後のまちづくりや議会運営に生かします。

平成25年10月29日～31日 ^{いわて}和歌山県岩出市・^{なんたん}京都府南丹市



岩 ^{出市議会}は、議員数16名で、議会広報常任委員会は7名で構成されています。

一般質問は、1人1ページの1056文字以内で構成し、質問や答弁内容は委員会で確認しますが、見出しのフォントや写真、イラストなどについては全て質問者に任せられているとのこと。

より多くの市民が手に取って読んでもらえるよう市内の小学校で行っている「食育菜園」というコーナーを設け、田植えや野菜の収穫風景などを紹介しています。

また、視覚障がい者用にボランティアの方が議会だよりの吹き替え版（CD）を作成しているとのこと。

議会広報編集特別委員会

南 ^{丹市議会}の広報特別委員会は、各党派や常任委員会から選出され、計8名で構成されています。

表紙は「市内の風景や出来事」などをテーマに一般の方からも応募し、読者の目を引く紙面となっています。

議会だよりを市民と議会を結ぶかけ橋として、最終ページには「南丹市の頑張る人たち」と題し、地域の人や団体の市民活動を紹介しています。また、配布対象として市内のコンビニや金融機関など広範囲に配布しているとのこと。

本委員会も、議会だより「声のかけ橋」を介して「伝える広報」から「伝わる広報」を目指し、引き続き分かりやすく読みやすい紙面づくりに取り組んでいきます。

また、議会報告会で出された意見なども含め、今後の議会だよりの在り方について、協議・検討していきます。

平成25年10月30日～11月1日 ^{よっか いち}三重県四日市市・^{たかやま}岐阜県高山市



議会活性化委員会

四 日市市議会の通年議会は、議会の改選が4月

に行われていることから、5月から翌年4月までの1年を通して議会が開催されています。

これまで地方自治法第179条第1項により専決処分を行っていた議決事件は、議長の権限で緊急議事が開催でき、また、1年間を通して委員会所管部局に関する調査・研究を行うことができるということです。

高 山市議会の政策提言は、議会基本条例（平成23

年3月制定）に謳い込んでおり、分野ごとに専門的に調査・研究を行う、少数で機動性の高い常任委員会を中心に行い、委員会は政策提言に向けて、市民の意見を考慮した政策課題を設定した上で行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、専門家からの意見聴取などを行なうとともに、政策の方向性について、市民・行政・議員間の議論を行うこととしています。

委員会では、PDCAサイクルで、これを管理することを規定しており、また、常任委員会ごとにテーマを決めて「分野別意見交換会」も行っていきます。

今回の研修成果を今後の議会、特に委員会の活性化に生かしていきたいと思えます。

議員の権限

議員発議

● TPP 決議の実現を求める意見書

政府は、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略（成長戦略）」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」としているが、TPP交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは避けられない。

よって、TPPに関する国会決議の実現に向け、次の事項について国の関係機関に対し意見書の提出を行うものです。

- 1 重要5品目の関税撤廃が除外できない場合には、即時交渉から撤退すること。
- 2 TPP交渉、日米2国間交渉など各国との交渉内容を開示すること。

